

会 議 録

会議の名称	平成24年度第2回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成25年3月7日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 今井均委員・河津英彦委員・橋本洋子委員・井上委員代理・河村良一委員・若松委員代理・丹代了委員・永井實委員・松本康夫委員・新 義友委員・小澤進委員・山路憲夫委員・小杉眞紗人委員</p> <p>(市事務局) 菊池健康福祉部長・田中健康福祉部次長・小林子ども家庭部長・野口子ども家庭部次長・空閑地域福祉推進課長・鈴木高齢介護課長・花田障害支援課長・原子健康課長・戸水生活福祉課長・姫野子ども総務課長・高柳子ども育成課長・野々村児童課長・木村子育て支援課長・野口エリア担当主幹・河野地域福祉推進課調整担当主査・新井地域福祉推進課計画担当主査</p> <p>●欠席者：渡邊儀一郎委員・早川和男委員・小高昌夫委員・矢部裕之委員・藤岡孝志委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 報告・議題</p> <p>(1) 個別計画推進部会の報告</p> <p>(2) 子育て情報促進検討会 報告</p> <p>(3) 保育施設の整備状況について</p> <p>(4) 東村山市における自立支援協議会のあり方検討会設置について</p> <p>(5) 2012介護予防大作戦 in 東村山 事業開催報告</p> <p>(6) 東村山市における「地域みまもりネットワーク」について</p> <p>(7) 災害時等要援護者台帳の整備状況について</p> <p>(8) 成年後見制度事務検討委員会の設置について</p> <p>(9) 保健福祉協議会の組織変更について</p> <p>(10) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 新井 泰徳</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				

会 議 経 過

(1) 個別計画推進部会の報告

○事務局

(資料1をもとに各推進部会の概要を報告)

○委員A

資料1についてですが、保健福祉協議会では各推進部会の報告を行うことになっているため、児童育成計画推進部会のような、各回の議題をまとめたような形の報告資料をご用意いただきたい。

○事務局

次回保健福祉協議会より、そのような資料作成に努めさせていただきます。

○委員B

障害者虐待防止法について、どのような広報を行ったのでしょうか。

○障害支援課長

全戸配布しております市報にて案内をさせていただきました。10月1日号市報掲載後に数件お問い合わせがありましたが、制度についての質問であり虐待の通報ではありませんでした。その後も2,3か月に一度ご連絡をいただいておりますが、関係機関や窓口に取り次がせていただきました。

○委員A

施設における虐待と、職場における虐待が問題となると思います。障害者を雇用いただいている職場に対してどの程度の広報をされたのでしょうか。

○障害支援課長

職場や施設については通報先が都道府県となっており、都道府県にて適切に広報しております。また、市に通報をいただいた場合につきましては適切な連携を行っております。

○委員A

市として、市内の事業所に対して特別な周知はしていらっしゃいますか。東京都が行っているという事でよいのでしょうか。

○障害支援課長

当市からは行っておりません。東京都から周知されております。

○委員C

地域保健計画と介護保険事業計画の両方に介護予防の推進がうたわれておりますが、双方の調整・すみ分けはどのようになっておりますか。

○健康課長

地域保健計画における介護予防につきましては、健康づくりの推進の中で、高齢介護課と連携を取りながら介護予防についても進めております。

○委員C

介護予防事業の主な所管は高齢介護課と健康課どちらなのでしょう。特定高齢者は非該当の方の中にも、要支援の方の中にもいらっしゃると思います。これらの対象者をそれぞれの所管で分けて対応されているのかを確認させてください。

○高齢介護課長

介護予防につきましては、高齢介護課が介護保険事業の中の地域支援事業として実施しております。

(2) 子育て情報促進検討会 報告

○子ども総務課長

(資料2 子育て情報促進検討会報告書をもとに、報告書の内容を抜粋する形で紹介)

○委員B

この件は子どもに限らず行政すべてにあてはまるのではないのでしょうか。福祉サイドから見ると、この間法律が大きく変わり、福祉サービスのあり方等も変化してきています。このことから、適切な情報提供は行政全般のこととして考えていただきたいと思います。

○子ども総務課長

委員ご指摘の通り、この情報促進というところは市の実施計画にも載っている内容となります。今回、子ども分野で先んじて実施を致しましたが、今後は庁内検討会を立ち上げ、将来的に充実させていけたらと考えております。

○委員A

子育て情報については一般の家庭だけではなく、転居してきた家庭や孤立されている家庭など、情報が届きにくい家庭に対しても配慮が必要となります。また、最近では漢字が読めない学生が増えているというような状況もあり、わかりやすい表現も必要となります。「情報提供を完璧に行うことは無理であるため、問題のある家庭にはこちらから訪問する必要がある」という課題は引き続きある」ということと「一般への情報提供についてはわかりやすいものを」という二点を意見として述べさせていただきます。

(3) 保育施設の整備状況について

○子ども育成課長

(資料3をもとに整備状況を報告)

○委員D

東村山市における待機児童は解消されたのでしょうか。

○子ども育成課長

待機児ですが、先ほど申し上げた保育所整備の関係で、青葉さくら保育園、東村山むさしの保育園、花さき保育園により平成25年4月は平成24年4月と比較して定員が228名ほど増加する予定です。それ以外に、認証保育所などの認可外保育施設の整備も進めております。待機児童の数は4月1日に統計を取るため数字が出ておりませんが、認可保育所だけでも228名の定員拡大を行っていることから、待機児童が大幅に解消されるものと現段階では期待しております。

○委員C

大都市部の状況をみると、入所定員を増やしたからといって待機児童解消にならず、むしろ需要の掘り起こしになり待機児童が増えるという状況も少なくありません。東村山の場合、かなり大幅に入所定員を増やしたわけですが、待機児童の解消を期待するとまでは言えないのではないのでしょうか。

○子ども育成課長

細かい数字が5月に入らないと出てきませんので、それら数字を見ながら今後の保育施設整備のあり方についても考えていきたいと思えます。

○委員E

最近では、2～4歳で預けるのが難しく、0歳で預ける親御さんが増えているように伺っています。0歳児の枠がどの程度増えたのか把握されていますか。

○子ども育成課長

例年0～2歳児の申し込みが非常に多ございまして、これまでは0～2歳児が待機児童の82%を占めておりました。今回の1次選考の状況からのみ申し上げますが、希望する園とのマッチングを考えず、適切な表現かは分かりませんが、保育園を選ばなければ0歳児は全員入園できるといった状況でございまして。

また、今後の保育園のあり方についても、市立保育園のあり方検討会でご意見をいただいているところですが、「育児休業があるにもかかわらず、0歳で入園するために育児休業を切り上げる状況」についても意見をいただいております。それらも踏まえながら定員の割り振り等も考える必要があるのかと考えております。

○委員A

整備状況の報告については、「どれくらい待機児童が解消された」とか、それが難しいまでも「保育所整備計画に基づく保育所の整備箇所数について、24年度は目標を達成した」等の表現が分かりやすいのですが、東村山市では何年までに保育所を何か所整備するという数字は後期行動計画の中にも出ていなかったと思えますが、よろしかったでしょうか。

○子ども家庭部長

何か所整備するという形では出しておりませんが、平成29年度までに充足率30%という目標を立てております。今回の整備により概算で27%までいくのかなといった所です。

また、子ども子育て関連三法により保育ニーズの調査が定められていますので、

新年度早々に調査をかけ、これからの需要を把握しながら整理していく必要があると考えております。

○委員A

それは平成25年度に行うのでしょうか。

○子ども家庭部長

現在予算審査中ですが、平成25年度上半期を目途に実施したいと考えております。また、25年度中に計画案までは策定していきたいと考えております。このことについては、公立の保育園の役割や待機児童の問題、幼稚園の役割、認定こども園についての考え、認可外についての整理等々を含めた検討が必要であると考えております。

○委員F

先ほど0歳児から保育園に預けるという話がありましたが、親と子のつながりがどこにあるのか、生活をするために子どもを預けたいのか、子どもの育成のために預けたいのかどちらなのでしょう。私の考えでは、生活のためならばやむを得ないと思いますが、そうでないならば、物心つくまではそばにおいて自分の子供の行く末を見るのが良いのではないかと思います。

○委員C

おっしゃることは非常によくわかります。賛成しがたい内容もありましたが、価値観の違いでそのようなご意見があってもよいと思っています。介護の社会化の話になりますが、「家族だけで介護で苦勞することは無いのではないか」ということで介護保険制度ができました。子育てについてもそうだと思います。預けざるを得ないという家庭については社会で面倒を見るべきです。欧米に比べ日本は遅れていましたが、ようやく進んできており、それを否定することはできないと思います。一方で、三歳神話という母親が三歳までは面倒を見るべきという意見も根強くあることも事実ですが、母親が働きながら子育てできる環境づくりは必要不可欠になっております。

○委員F

そのことはもちろん分かります。ですが、何でもかんでも預かって下さいというのはよろしくないのではと思うわけです。

○委員A

スウェーデンでは0歳の保育所はありません。これは育児休暇があるためです。日本の企業でも短時間勤務体系などを取っている企業が増えてきています。0歳児に関しては、本来はおっしゃるとおりだと思います。また、すべてが社会的費用(税金)をかけて行うのが良いのかという事も思っています。可能ならば市民相互で助け合える部分についてはそうすべきですが、それが崩れてきている部分があるため、税金を使ってでも支援することになるのかと思います。

○委員F

隣近所の関係が希薄化しているということですね。思い返してみれば、商売をや

っていた時は忙しくて子供の面倒を見られず、近所のおばさんが助けてくれました。朝むかえに来てくれて、店が終わるころ送り届けてくれました。それがすべて子供に良かったのかは反省すべき面もありますが、0歳を過ぎるまでは親が必要なのかなと思います。

(4) 東村山市における自立支援協議会のあり方検討会設置について

○障害支援課長

自立支援協議会の実施に向けて検討会を設置しましたので報告させていただきます。自立支援協議会は、障害者への支援体制の整備を図るため関係機関との課題の共有等を行うもので各市への設置は努力義務となっておりますが、他市ではほぼ設置が完了している状況です。当市においては、市内の関係団体・関係機関によるネットワークや連絡会が複数あり、それぞれが福祉の推進に係わる連携を行っているところです。

当市で自立支援協議会を設置するにあたっては、市内におけるネットワークの中心的な役割を担う組織となることを期待しており、あり方検討会の委員は既存のネットワークで中心になっている方々をお願いしたところです。

昨年の11月からあり方検討会による協議を進めたところであり、最終的には市に出された提案の内容を踏まえ、平成25年度内に設置できるよう考えております。

○会長

自立支援協議会の位置づけは、保健福祉協議会とはどうなるのでしょうか。

○障害支援課長

自立支援協議会の位置づけは各自治体により様々であり、当市ではあり方検討会の中で「保健福祉協議会と障害者福祉計画推進部会との関係」についてもお話を進めているところです。

○委員A

私も他市で自立支援協議会の会長を務めておりますが、東村山市では平成17年に法律ができてから現在まで設置をしなかった理由があるかと思いますが、なぜ今の時点になってやろうというように変わってきたのでしょうか。他からの強い要望等があったのでしょうか。

○障害支援課長

自立支援協議会のあり方検討会の中では、当市に自立支援協議会が必要かどうかも含めてお話をいただいています。今のところ、他市の自立支援協議会の状況を見つつ、当市においても設置が必要なのではないかという流れになっております。

また、検討の開始にあたっては、関係機関からも「自立支援協議会が必要かどうかの検討はするべき」との意見をいただいたということもございます。

○委員C

自立支援のあり方を検討することが大事なのであって、自立支援協議会が必要かを検討することはこの次ではないのでしょうか。

○委員G

あり方検討会ではいつまでに結論を出すことになっているのでしょうか。

○障害支援課長

今回いただいた意見については、自立支援協議会のあり方検討会の委員へ情報としてお伝えさせていただきます。また、意見集約についてですが、本年の夏以降と考えておりますが、皆さまからの多様な意見をいただいていることもあり、時期についてはお約束できない状況です。

(5) 2012介護予防大作戦 in 東村山 事業開催報告

○高齢介護課長

(資料5をもとに実施内容について概要を報告)

○会長

平成25年度も介護予防大作戦の実施予定はあるのでしょうか。

○高齢介護課長

現在予算審議中ですが、実施の方向で予算計上をしております。

(6) 東村山市における「地域みまもりネットワーク」について

○事務局

(資料6をもとに地域みまもりネットワークのイメージを説明)

○委員C

このように色々な関係機関と手を結び重層的なみまもりの実施は結構なことだと思います。もう一点やっていただきたいと思うのが配食サービスです。各市で配食サービスを開始してからかなりの年数が経過しておりますが、国立市では全面見直しを行ったところですが、みまもりを配食の中に位置づけました。お弁当を手渡すことでのみまもりは非常に有効です。東村山市でも、補助金を出している配食サービス事業者とそれ以外の事業者を含めた安否確認のマニュアルを作り、そこによるみまもりをぜひ行っていただきたいと思います。

○高齢介護課長

東村山市では配食サービス4事業者に対して補助金を交付しております。今後、対象者やサービスの検討を行わせていただきたいと考えております。

○委員C

配食サービスに付随したみまもりサービスを考えていらっしゃいますか。

○事務局

東村山市が補助金を交付している4事業者については安否確認を含んだ配食サービスであり、随時通報を受けて包括や高齢介護課での安否確認を実施していま

す。また、今回協定締結したコープとうきょうでも配食を実施しており、異変を感じた際は通報をいただくことになっています。

○委員C

みまもりネットワークの事業はいつから実施しているのですか。また通報はどのくらいありました。

○事務局

平成 24 年 6 月から順次協定を締結させていただきました。通報については、現時点で約 100 件程度いただいています。すべての通報に対して電話連絡又は訪問をしております。高齢者世帯は半分以上あり、多くの方が長期外出又は入院による通報であり、通報をいただいた方の中では重篤なケースはありませんでした。

○委員H

補足させていただきます。事務局から報告いただいた情報は、あくまで協定先からの通報についての確認結果となります。消防署では、近隣住民や家族から「新聞等がたまっている等」の通報を受け訪問させていただくことがありますが、その際に亡くなっていたという状況は少なくありません。市内で重篤な状況が発生しなかったというわけではなく、本制度による安否確認では無かったということとなります。多くの団体と協定を結んでいただいておりますが、それですべてを把握できるわけではなく、高齢社会の問題は実態として続いているという事を付け加えさせていただきます。

○委員C

この制度では高齢者だけではなく、一般市民までみまもりの対象となっているのでしょうか。

○事務局

みまもり協定締結団体からは、対象者が高齢かどうかに関係なく、異変を感じたら通報をいただいております。通報の後、対象者によって関係所管に割り振り、全件対応しております。

(7) 災害時等要援護者台帳の整備状況について

○事務局

(資料 7 をもとに要援護者台帳の整備状況について報告)

○委員C

この名簿を活用して、防災訓練等を実施することはあるのでしょうか。

○事務局

関係機関への要援護者名簿の提供は平成 25 年度早々を予定しています。名簿提供開始以降、詳細な活用方法については関係機関と調整していくこととなります。

○委員H

防災訓練については、要介護者の参加は困難であることから、介護者が車いすを使用する訓練等を実施しております。また、事務局から連絡のあった名簿の活用については、消防署でも防火診断等に関する独自の名簿は整備していますが、市内全域で定期的に更新される情報は非常に有用であると考えております。要介護者の情報があれば、現着前の消防隊員に状況を知らせることもできますので、適切に活用させていただきたいと考えています。

○委員C

名簿に登録して終わりではなく、1年に1度くらい訪問いただくと安心感につながると思います。

○委員G

11月末に実施した申請勧奨についての提出期限はどの程度だったのでしょうか。知的障害や認知症の方は制度をきちんと理解してご提出いただいたのでしょうか。

○事務局

随時受け付けが可能な制度であり提出期限は定めておりませんが、名簿を作成する都合上、1月末までの登録者で初期の名簿を作成しています。また、すべての人が制度を理解いただけるかといったご質問については、難しいと考えております。そのため、ケアマネジャー等に対しても制度の案内を行うなど、多方面で制度の周知を行っており、このような周知については今後も続けていきたいと考えております。

○会長

介護認定を受けるときや障害者手帳を取得した際に、制度の周知は行っているのでしょうか。また、このような方は家族の支援が重要となります。家族に対して適切な周知は行われているのでしょうか。

○事務局

障害支援課と高齢介護課にて要介護認定の決定通知発送時、障害者手帳の交付時に制度の周知を行っております。また要介護認定の通知については、家族への送付を希望される方については、そのように対応しております。

(8) 成年後見制度事務検討委員会の設置について

○事務局

資料8をもとに成年後見制度に係る事業検討委員会の概要を説明

○委員G

後見申立すべき市長申し立てが必要な方について苦勞することがあるが、東村山市はどの程度あるのでしょうか。

○事務局

平成24年度は現在までで6件ございます。

○委員G

申し立てをした人が、費用を負担しなければいけない事になっている。そこらへんはどう思ってますか。

○事務局

市長申し立て費用の支払いが困難な方については、当市で補助させていただいております。

○会長

後見人報酬の負担は通常いくらくらいになっているのでしょうか。

○事務局

活動内容や本人の資産により変わりますが月2～3万円程度と伺っております。

○委員B

生活保護者が本制度を活用した場合はどうやって費用を払うのでしょうか。

○地域福祉推進課長

後見報酬助成制度については平成24年度までは当市では実施しておりませんが、平成25年度予算要求の段階では報酬助成の制度を計上させていただいたところです。

(9) 保健福祉協議会の組織変更について

○地域福祉推進課長

平成25年度からの保健福祉協議会の委員について、より広く市民の方から保健福祉に関するご意見をいただくため、一般公募市民を追加させていただきたいと考えております。一般公募市民につきましては4月以降市報等で募集したいと考えております。

○会長

ご意見、ご質問ありますか。特にないようですので、次に行きたいと思っております。

(10) その他

事務局

保健福祉協議会については平成25年3月31日までが任期となっております。委員の皆さまにおきましてはこの間、市の福祉行政につきまして多くのご意見をいただきまして誠にありがとうございました。